

公立大学法人島根県立大学組織規則

平成 19 年 4 月 1 日

規則第 2 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 法人（第 2 条－第 6 条）
- 第 3 章 審議機関（第 7 条・第 8 条）
- 第 4 章 大学
 - 第 1 節 教育組織（第 9 条・第 10 条）
 - 第 2 節 教育組織の長等（第 11 条－第 21 条）
 - 第 3 節 教授会（第 22 条－第 27 条）
 - 第 4 節 大学運営組織（第 28 条－第 36 条）
 - 第 5 節 附属機関及び附属施設（第 37 条－第 40 条）
- 第 5 章 その他（第 41 条－第 43 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、公立大学法人島根県立大学定款（平成 18 年 10 月 4 日制定。以下「定款」という。）に基づき、公立大学法人島根県立大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する島根県立大学及び島根県立大学短期大学部（以下「大学」という。）の組織及び職について、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 法人

（役員）

第 2 条 法人に、定款第 8 条及び第 9 条に定めるところにより理事長、副理事長、理事及び監事を置く。

（理事会）

第 3 条 法人に、定款第 2 章第 2 節各条に定めるところにより理事会を置く。

2 理事会の運営に関し必要な事項は、公立大学法人島根県立大学理事会運営規程（平成 24 年規程第 65 号）に定める。

（人事基本問題委員会）

第 4 条 法人に、人事基本問題委員会を置く。

2 人事基本問題委員会に関し必要な事項は、公立大学法人島根県立大学人事基本問題委員会運営規程（平成 30 年規程第 90 号）に定める。

（理事長特別補佐）

第 5 条 法人に、必要に応じ理事長特別補佐を置くことができる。

- 2 理事長特別補佐に関し必要な事項は、公立大学法人島根県立大学理事長特別補佐に関する規程（平成 29 年規程第 83 号）に定める。

（法人事務局）

第 6 条 法人に、法人の事務を処理させるため事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長を置く。
 3 事務局に事務局次長を置く。
 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときはその職務を代理し、事務局長が欠けたときは、その職務を代行する。
 5 法人事務局の組織は、第 35 条に掲げる大学事務局をもって充てる。

第 3 章 審議機関

（経営委員会）

第 7 条 法人に、定款第 3 章第 1 節各条に定めるところにより経営委員会を置く。

- 2 経営委員会の運営に関し必要な事項は、公立大学法人島根県立大学経営委員会運営規程（平成 19 年規程第 1 号）に定める。

（教育研究評議会）

第 8 条 法人は定款第 3 条の規定により設置する大学毎に、定款第 3 章第 2 節各条に定めるところにより教育研究評議会を置く。

- 2 教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、公立大学法人島根県立大学教育研究評議会運営規程（平成 19 年規程第 2 号）に定める。

第 4 章 大学

第 1 節 教育組織

（大学の名称、学部、学科等）

第 9 条 定款第 3 条により法人が設置する大学毎の学部、別科及び研究科並びに学科、専攻及びコースは、次のとおりとする。

大 学	学部、別科 及び研究科	学科、専攻及びコース		キャンパス
島根県立大学	国際関係学部	国際関係学科	国際関係コース	浜田キャン パス
			国際コミュニケーション コース	
	地域政策学部	地域政策学科	経済経営・デジタルマネジ メントコース	
			地域公共コース	
			地域づくりコース	
	看護栄養学部	看護学科	健康栄養学科	
健康栄養学科				
別科	助産学専攻			

	人間文化学部	保育教育学科	松江キャンパス	
		地域文化学科		
	大学院	北東アジア開発研究科	北東アジア専攻	浜田キャンパス
			地域開発政策専攻	
			北東アジア超域専攻	
		看護学研究科	看護学専攻	出雲キャンパス
島根県立大学 短期大学部		保育学科	松江キャンパス	
		文化情報学科		

2 島根県立大学（以下「県立大学」という。）の浜田キャンパスに、基礎教養部を置く。

（職員）

第10条 大学に教授、准教授、事務局職員を置く。

2 大学に、前項に規定するもののほか、必要に応じ講師、助教、助手その他必要な職員を置くことができる。

第2節 教育組織の長等

（学長）

第11条 県立大学及び島根県立大学短期大学部（以下「短期大学部」という。）それぞれに、学長を置く。

2 学長は、大学を代表し、校務を総括する。

3 県立大学の学長は、定款第10条第2項の規定に基づき、短期大学部の学長を兼ねる。

（学長代行）

第12条 県立大学及び短期大学部それぞれに、学長代行を置く。

2 学長代行は、学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどり、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 県立大学の学長代行は、短期大学部の学長代行を兼ねる。

4 学長代行の員数は1名とする。

（副学長）

第13条 県立大学の浜田キャンパス、出雲キャンパス及び松江キャンパス並びに短期大学部それぞれに、副学長を置く。

2 副学長は、学長及び学長代行の職務を助け、命を受けて特定の校務をつかさどり、学長及び学長代行ともに事故があるときはその職務を代理し、学長及び学長代行ともに欠けたときは、その職務を代行する。

3 前項の規定により職務代理を行う順位は、県立大学においては、第1順位を浜田キャンパス副学長、第2順位を出雲キャンパス副学長、第3順位を松江キャンパス副学長とする。

4 県立大学の松江キャンパスの副学長は、短期大学部の副学長を兼ねる。

(学部長)

第14条 県立大学の国際関係学部、地域政策学部、看護栄養学部及び人間文化学部それぞれに、学部長を置く。

2 学部長は、当該学部に関する校務を掌理する。

(県立大学の学科長)

第15条 県立大学の看護栄養学部及び人間文化学部のそれぞれの学科に学科長を置く。

2 学科長は、当該学科に関する校務を掌理する。

(コース長)

第16条 県立大学の国際関係学部及び地域政策学部のそれぞれのコースにコース長を置く。

2 コース長は、当該コースに関する校務を掌理する。

(別科長)

第17条 県立大学の別科に別科長を置く。

2 別科長は、当該別科に関する校務を掌理する。

(研究科長)

第18条 島根県立大学大学院（以下「大学院」という。）の北東アジア開発研究科及び看護学研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科に関する校務を掌理する。

(短期大学部長)

第19条 短期大学部に、短期大学部長を置く。

2 短期大学部長は、短期大学部に関する校務を掌理する。

(短期大学の学科長)

第20条 短期大学のそれぞれの学科に、学科長を置く。

2 学科長は、当該学科に関する校務を掌理する。

(基礎教養部長)

第21条 県立大学の基礎教養部に基礎教養部長を置く。

2 基礎教養部長は、基礎教養部に関する校務を掌理する。

第3節 教授会

(学部教授会)

第22条 県立大学の国際関係学部、地域政策学部、看護栄養学部及び人間文化学部それぞれに、学部教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、県立大学の学長が定める。

(研究科委員会)

第23条 大学院の北東アジア開発研究科及び看護学研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、県立大学の学長が定める。

(別科委員会)

第24条 別科に、別科委員会を置く。

2 別科委員会に関し必要な事項は、県立大学の学長が定める。

(短期大学部教授会)

第 25 条 短期大学部に、短期大学部教授会を置く。

2 短期大学部教授会に関し必要な事項は、短期大学部の学長が定める。

(出雲キャンパス合同会議)

第 26 条 県立大学の出雲キャンパスに、看護栄養学部と別科に共通する事項等を調整するため、出雲キャンパス合同会議を設ける。

2 出雲キャンパス合同会議に関し必要な事項は、県立大学の学長が定める。

(松江キャンパス会議)

第 27 条 県立大学の松江キャンパス及び短期大学部に、人間文化学部と短期大学部に共通する事項等を調整するため、松江キャンパス会議を設ける。

2 松江キャンパス会議に関し必要な事項は、県立大学の学長及び短期大学部の学長が定める。

第 4 節 大学運営組織

(魅力化推進本部)

第 28 条 県立大学及び短期大学部に、魅力化推進本部を共同で置く。

2 魅力化推進本部に本部長を置き、県立大学の学長をもって充てる。

3 魅力化推進本部に、推進室を置く。

4 前項の推進室それぞれに推進室長を置く。

5 推進室長は、当該推進室に関する学務を掌理する。

6 魅力化推進本部に関し必要な事項は、県立大学の学長及び短期大学部の学長が定める。

(教務部)

第 29 条 県立大学の浜田キャンパス、出雲キャンパス及び松江キャンパスそれぞれに、教育課程等に関する学務を処理するため、教務部を置く。

2 教務部に部長を置く。

3 教務部長は、教務部に関する学務を掌理する。

(学生生活部)

第 30 条 県立大学の浜田キャンパス、出雲キャンパス及び松江キャンパスそれぞれに、学生生活支援に関する学務を処理するため学生生活部を置く。

2 学生生活部に、部長を置く。

3 学生生活部長は、学生生活部に関する学務を掌理する。

(教務学生生活部)

第 31 条 短期大学部に、教務及び学生生活支援に関する学務を処理するため、教務学生生活部を置く。

2 教務学生生活部に、部長を置く。

3 教務学生生活部長は、教務学生生活部に関する学務を掌理する。

(指定委員会)

第 32 条 県立大学の浜田キャンパス、出雲キャンパス並びに県立大学の松江キャンパス及び短期大学部それぞれに、次に掲げる指定委員会を置く。

(1)教務委員会

- (2) 学生生活委員会
- (3) 図書委員会
- (4) FD 委員会
- (5) 地域連携推進委員会
- (6) 保健管理委員会
- (7) アドミッション委員会
- (8) キャリア委員会
- (9) 国際交流委員会
- (10) 教職委員会
- (11) 広報委員会
- (12) 障がい学生支援委員会

- 2 前項第 1 号から第 12 号の指定委員会それぞれに委員長を置く。
- 3 指定委員会に関し必要な事項は、県立大学又は短期大学の学長が定める。
(教務連絡会議)

第 33 条 県立大学及び短期大学部に、全学的な教学の質保証に資するようキャンパス間の調整を図るため、教務連絡会議を共同で置く。

- 2 教務連絡会議に関し必要な事項は、県立大学及び短期大学の学長が定める。
(教職連絡会議)

第 34 条 県立大学及び短期大学部に、全学における教職課程の効率的・効果的な実施及び質の維持・向上等を図るため、教職連絡会議を共同で置く。

- 2 教職連絡会議に関し必要な事項は、県立大学及び短期大学の学長が定める。
(大学事務局)

第 35 条 大学に、大学の事務を処理させるため、事務局を置き、事務局長は法人の事務局長をもって充てる。

- 2 事務局に事務局次長を置き、事務局次長は、法人の事務局次長をもって充てる。
- 3 事務局に次の表の第 1 欄に掲げるキャンパス毎に第 2 欄に掲げる部、事務部を置き、同欄に掲げる部、事務部に、第 3 欄に掲げる課を置き、同欄に掲げる課に、第 4 欄に掲げる室、係を置く。

キャンパス	部、事務部	課	室又は係
浜田キャンパス		企画調整課 総務課 財務課	
	教育研究支援部		地域連携室 国際連携室
		学務課	教務係 キャリア・学生支援係 アドミッション室
		図書情報課	図書情報係

出雲キャンパス	出雲キャンパス事務部	管理課	管理係
		学務課	教務・入試係 キャリア・学生支援係
松江キャンパス	松江キャンパス事務部	管理課	地域連携・情報推進係
		学務課	教務・入試係 キャリア支援室 学生支援係

- 4 教育研究支援部に部長を置く。
- 5 出雲キャンパス事務部及び松江キャンパス事務部に、それぞれ事務部長を置く。
- 6 事務局に、必要に応じて調整監を置くことができる。
- 7 調整監は、上司の命を受け、特定の業務を掌理する。
- 8 第3項右第3欄に掲げる課に課長を置き、第4欄に掲げる室及び係にそれぞれ室長、係長を置くとともに必要な職員を置く。
- 9 課（室、係）に、必要に応じてサブリーダーを置くことができる。
- 10 サブリーダーは、課（室、係）長を補佐する。
- 11 第3項第3欄及び第4欄に掲げる課（室、係）のほか、学長が特に必要と認める場合には、必要な事務組織を置くことができる。

（運営委員会）

第36条 県立大学の浜田キャンパス、出雲キャンパス並びに県立大学の松江キャンパス及び短期大学部それぞれに、キャンパス運営にあたっての円滑な連絡調整を図るため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、県立大学又は短期大学部の学長が定める。

第5節 附属機関及び附属施設

（しまね地域国際研究センター）

第37条 県立大学及び短期大学部に、附属機関として、しまね地域国際研究センターを共同で置く。

- 2 しまね地域国際研究センターにセンター長を置く。
- 3 しまね地域国際研究センター長は、しまね地域国際研究センターに関する学務を掌理する。
- 4 しまね地域国際研究センターに関し必要な事項は、県立大学の学長及び短期大学部の学長が定める。

（看護栄養交流センター）

第38条 県立大学の出雲キャンパスに、附属機関として、看護栄養交流センターを置く。

- 2 看護栄養交流センターにセンター長を置く。
- 3 看護栄養交流センター長は看護栄養交流センターに関する学務を掌理する。
- 4 看護栄養交流センターに関し必要な事項は、県立大学の学長が定める。

（しまね地域共生センター）

第39条 県立大学の松江キャンパス及び短期大学部に、附属機関として、しまね地域共生セ

ンターを共同で置く。

- 2 しまね地域共生センターにセンター長を置く。
- 3 しまね地域共生センター長はしまね地域共生センターに関する学務を掌理する。
- 4 しまね地域共生センターに関し必要な事項は、県立大学の学長及び短期大学の学長が定める。

(図書館)

第 40 条 浜田キャンパス、出雲キャンパス及び松江キャンパスそれぞれに、附属施設として図書館を置く。

- 2 松江キャンパスの図書館は、県立大学と短期大学部が共用する。
- 3 図書館に図書館長を置く。
- 4 図書館長は、図書館に関する学務を掌理する。
- 5 松江キャンパスの図書館長は、短期大学部の図書館長を兼ねる。

第 5 章 その他

(事務局の所掌事務等)

第 41 条 第 6 条及び第 35 条に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、公立大学法人島根県立大学事務局規程（令和 3 年規程第 99 号）に定める。

(役職者等の職務権限)

第 42 条 この規則において定める職の職務権限に関し必要な事項は、公立大学法人島根県立大学役職者職務権限規程（令和 3 年規程第 100 号）に定める。

(雑則)

第 43 条 この規則に定めるもののほか、法人の組織に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 18 条に規定する副学長及び第 19 条に規定する教務学生部は、松江キャンパス及び出雲キャンパス毎に、定款附則第 4 項の規定により設置される島根県立島根女子短期大学及び島根県立看護短期大学（以下これらを「旧大学」という。）の副学長及び教務学生部長となるものとする。
- 3 旧大学にそれぞれ教授会を置き、その組織はなお従前の例による。
- 4 第 6 章に規定する全学運営組織及び第 7 章に規定する事務局は、松江キャンパス及び出雲キャンパス毎に、旧大学の全学運営組織及び事務局となるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日の前日において島根県立大学大学院北東アジア研究科及び開発研究科（以下「旧研究科」という。）に在学していた学生が旧研究科に在学しなくなるまでの間は、当該学生に関しては、改正前の第4条、第11条及び第12条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 改正後の第11条の規定により置く北東アジア開発研究科長は、前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の第11条の規定により置く北東アジア研究科長及び開発研究科長となるものとする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年8月5日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第30条の規定（調整監に係る部分に限る。）は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 短期大学部看護学科及び専攻科（以下「旧学科等」という。）に在学していた学生が旧学科等に在学しなくなるまでの間は、当該学生に関しては、改正前の各規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第4条の表中「地域看護学専攻」とあるのは「公衆衛生看護学専攻」とする。
- 3 改正後の第7条第1項の規定により置く県立大学出雲キャンパス副学長は、前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の第18条第1項の規定により置く短期大学部出雲キャンパス副学長となるものとする。
- 4 旧学科等に在学していた学生が旧学科等に在学しなくなるまでの間は、県立大学看護学部と旧学科等に共通する事項等を調整するため、出雲キャンパス合同会議（以下「合同会議」という。）を設けることとし、合同会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 短期大学部健康栄養学科（以下「旧学科等」という。）に在学していた学生が旧学科等に在学しなくなるまでの間は、当該学生に関しては、改正前の各規定は、なおその効力を有する。
- 3 改正後の第 8 条の 2 の規定により置く看護栄養学部健康栄養学科長は、前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の第 18 条の 2 に規定により置く旧学科等の学科長となるものとする。

附 則

この規則は、平成 30 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 総合政策学部（以下「旧学部」という。）に在学していた学生が旧学部 に在籍しなくなるまでの間は、改正前規則の第4条、第8条及び第9条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 令和5年3月31日までの間は、改正前規則の第14条に定める北東アジア地域研究センターに関する規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 松江キャンパスにおいては、令和5年3月31日までの間は、第35条第3項第3欄に掲げる「学務課」を「教務学生課」とする。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。